平成２３年（フ）第５６号
沖縄県浦添市安波茶２丁目８番７―303号ハイツ宗
債務者　金城美智江
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５９号
沖縄県浦添市伊祖４丁目15番２―403号　グリーンゾーン伊祖
債務者　新城　　梓（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６０号
香川県仲多度郡琴平町榎井958番地１
債務者　室本　　進
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８号
香川県坂出市旭町３丁目５番34号
債務者　髙橋　広昭
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０号
香川県坂出市中央町５―27北、住民票上の住所高知市上本宮町220番地　西村アパート１Ｆ
債務者　三宮　小代
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１８号
香川県善通寺市上吉田町５丁目６番19号
債務者　松村　重行
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４号
大分市大字田尻689番地の17　セゾンふじが丘302、住民票上の住所大分市大字端登1905番地の２
債務者　田嶋　一貴
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
大分県速見郡日出町大字豊岡266番地６
債務者　秦　　真吾
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字下里691番地２　上地アパート303号
債務者　仲村利恵子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１５４１号
仙台市青葉区中山吉成１丁目14番28号　メゾン白樺202
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６６号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目８番４号
債務者　板橋　正和
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１１号
仙台市若林区土樋38番地　コーポラスさとう208
債務者　上田　孝幸
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
仙台市青葉区藤松15番５号
債務者　緑川　慶春
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
仙台市若林区遠見塚１丁目19番27号
債務者　櫻井かつよ
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
宮城県気仙沼市滝の入５番10号
債務者　臼井　　亮
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第６号
宮城県気仙沼市唐桑町宿浦153番地
債務者　梶原喜久美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第９号
秋田市土崎港中央２丁目９番10号
債務者　小島チヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部